

# みやぎ型管理運営方式 募集要項の概要

令和元年12月25日

# 募集要項の構成案①

募集要項は、応募及び提案書の提出の手続きに関する事項を示す書類である。

実施方針の記載内容に、公募スケジュール、各書類の提出方法、審査委員会の概要、参加資格、契約の概要等を追記する形となる。（実施方針から追記となる部分を「赤字」で記載）

## 目次案

見出し番号	見出し
はじめに	
第1.	本公募の概要
1 1	公共施設等の管理者の名称
2	担当部局
3	募集要項等
第2.	本事業等に関する事項
2 1	本事業等の内容に関する事項
1 1	事業の名称
1 2	事業の背景・目的
1 3	基本運営方針
1 4	本事業等の実施に当たって想定される根拠法令等
1 5	事業方式
1 6	運営権設定対象施設
1 7	本事業等の業務
1 8	事業期間
1 9	事業の費用負担
1 10	運営権対価
1 11	料金及び維持管理負担金
1 12	利用料金（運営権者収受額の上限を含む）
1 13	運営権者収受額の定期改定
1 14	運営権者収受額の臨時改定
1 15	改築（流域下水道事業に係る改築費用の上限を含む）
1 16	運営権者が受領する権利・資産
1 17	県から運営権者への職員の派遣

## 本公募の概要

- 「担当部局」にて、県の担当部署及び公募アドバイザーを記載する。
- 「募集要項等」では、募集要項等の公募書類の構成及び定義を記載する。募集要項等を構成する書類としては、以下が挙げられる。
  - 募集要項
  - 実施契約書（案）
  - 基本協定書（案）
  - 要求水準書（案）
  - モニタリング基本計画書（案）
  - 優先交渉権者選定基準
  - 様式集及び記載要領
  - 参考資料

### 凡例

赤字：募集要項への追加事項

橙色：今回検討委員会での検討事項

緑色：次回検討委員会での検討事項

# 募集要項の構成案②

## 目次案

見出し番号	見出し
第3.	民間事業者の募集及び選定に関する事項
3 1	民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方
3 2	事業者選定のスケジュール
3 3	公募手続き等
3 3 1	募集要項等に関する説明会の開催
3 3 2	守秘義務対象の開示資料の貸与
3 3 3	募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表
3 3 4	第一次審査
3 3 5	第二次審査における開示資料等
3 3 6	競争的対話等の実施
3 3 7	第二次審査
3 4	優先交渉権者の選定手続
3 4 1	委員会による審査
3 4 2	審査方法
3 4 3	委員会事務局
3 4 4	審査結果の公表
3 4 5	優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し

### 公募手続き等

- 説明会等の開催日時及び開催場所、募集要項への質問受付及び回答日時など、日程に関する事項を記載する。

### 委員会事務局

- 事務局は担当部局が担当し、公募アドバイザーが補助する旨を記載する。

#### 凡例

- 赤字：募集要項への追加事項
- 橙色：今回検討委員会での検討事項
- 緑色：次回検討委員会での検討事項

# 募集要項の構成案③

## 目次案

見出し番号	見出し
3 5	応募者の参加資格要件
3 5 1	応募者の構成
3 5 2	応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格
3 5 3	応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件
3 5 4	応募企業又は代表企業に求められる要件
3 6	優先交渉権者選定後の手続
3 6 1	基本協定の締結
3 6 2	S P Cの設立
3 6 3	優先交渉権者による運営準備行為
3 6 4	水道施設運営権の設定に係る許可申請の手続
3 6 5	運営権の設定
3 6 6	実施契約の締結
3 6 7	運営権者譲渡対象資産の譲受
3 6 8	事業の開始
3 7	応募に関する留意事項
3 7 1	応募の前提
3 7 2	応募者の提出する提案書類
3 7 3	提案書類の取扱い
3 7 4	県からの提示資料の取扱い
3 7 5	応募の無効

第4章から第8章は、実施方針の第3章から第7章と同様であるため割愛

第9.	本事業等に関連する事項
9 1	募集要項等の修正
9 2	情報提供

### 応募に関する留意事項

- 募集要項等の承諾、本公募状況の取扱（審査の受付から審査結果の公表まで、公募の状況を公表しない）など、応募に際しての前提条件を記載する。

### 県からの提示資料の取扱

- 県が提供する資料は、本公募の目的以外で使用すること禁じる旨を記載する。

### 応募の無効

- 応募が無効となる条件を記載する。

### 募集要項等の修正

- 募集要項等に変更があった場合は、修正版を公表する旨を記載する。

#### 凡例

- 赤字：募集要項への追加事項
- 橙色：今回検討委員会での検討事項
- 緑色：次回検討委員会での検討事項

# 実施方針において募集要項公表時までを示すことと している事項

---

- |                              |
|------------------------------|
| ① 運営権対価                      |
| ② 運営権者収受額の上限                 |
| ③ 流域下水道事業に係る改築費用の上限          |
| ④ 応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件 |
| ⑤ 応募企業又は代表企業の資本金の最低金額        |
| ⑥ 著しい需要・物価変動に係る条件            |

## 凡例

- 赤字：募集要項への追加事項
- 橙色：今回検討委員会での検討事項
- 緑色：次回検討委員会での検討事項

# ①運営権対価

(単位：億円)

	内訳			運営権対価 (税抜)
	繰上償還 対象額	モニタリ ング費用	予備費	
合計	5.6	2.0	2.4	10.0

- 県は、9個別事業ごとの運営権対価を募集要項等公表時までに表示している（実施方針 1.1.11）。なお、運営権対価は固定額とし、優先交渉権者選定手続きにおける審査項目としない。
- 運営権対価については、補償金免除繰上償還の対象となる企業債残高を基礎とした（工業用水道事業については補償金免除繰上償還の対象とならない）。
- 県におけるモニタリングに際して発生すると見込まれる費用増分を考慮した。

## ②運営権者収受額の上限について

(単位：億円)

	運営権者 総事業費 (税抜)
大崎広域水道用水供給事業	298
仙南・仙塩広域水道用水供給事業	319
仙塩工業用水道事業	51
仙台圏工業用水道事業	33
仙台北部工業用水道事業	15
仙塩流域下水道事業	395
阿武隈川下流流域下水道事業	335
鳴瀬川流域下水道事業	58
吉田川流域下水道事業	149
<b>合計</b>	<b>1,653</b>

- 応募者は、県が提示する条件下において本事業期間全体にわたって義務事業及び附帯事業の実施に必要となる額（運営権者収受額）を、9個別事業ごとに提案する。
- その際、運営権者収受額は、県の提示する9個別事業ごとの提案上限額を上回らないものとする必要がある（実施方針案 1.1.13）。
- 運営権者収受額の上限は、左記の県が試算した運営権者総事業費から、流域下水道事業に係る改築費用等を差し引いた額を基本として設定する。

## ④ 応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件

---

- 厚生労働省「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン（令和元年9月）」において、参加資格要件は「応募企業」に課すものとされている。  
この規定の趣旨は、水道事業等に係る実績を有する企業に応募させることで、水道施設運営権者が、水道施設運営等事業を適正に実施できるだけの専門的能力を有することを担保することにある。

### **（例）**

- 海外A社が子会社（国内B社）を設立した。国内B社が応募してきた場合、海外A社の実績は要件として認められるか。

## ⑤ 応募企業又は代表企業の資本金の最低金額

---

- 水道事業における官民連携に関する手引き（改訂版）（令和元年9月）においては、「企業グループの信用力」を評価項目とすることが可能とされており、仮に資金ショート懸念が生じる等、事業の必要に応じ資金的援助を行うことも想定し、資本金額を確認する評価基準を設定した。
- 同種企業を参考に想定した運営権者の資金調達方法から試算される資本金の水準（数十億円程度）に照らせば、少なくとも応募企業又は代表企業はこれを上回る水準であることが適当と考えられる。

上記を精査して、「応募企業又は代表企業の要件には、参加表明書及び参加資格確認申請書提出の日における資本金の最低金額を定める」こととする。

### 【参考】

- 本事業等において想定される運営権者の更新費用（上・工水のみ 約493億円）と類似する事業規模である仙台空港特定運営事業等（設備投資総額 約342億円）における運営権者の資本金は42億円となっている。